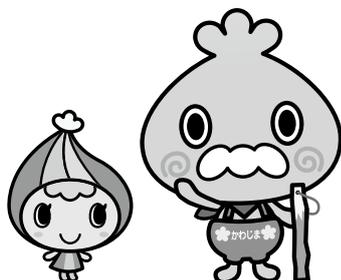


農業委員会だより



農業体験授業「お米博士になろう」(三保谷小学校)

- 耕作放棄地の解消にご協力を
- 農業委員会事務局受付業務のご案内
- 農業委員のコラム
- 農地に関するQ & A
- 知って得する！農業者年金
- 農地の貸し借りについて
- 編集後記



川島町マスコットキャラクター
「かわみん」 「かわべえ」

第12号

平成26年10月20日発行
発行：川島町農業委員会
編集：川島町農業委員会だより編集委員会
〒350-0192
比企郡川島町大字平沼1175
電話 049(299)1760(ダイヤルイン)

耕作放棄地の解消にご協力を

農業委員会では、耕作放棄地の解消に向けて、毎年農地パトロール(現地調査)を行っています。今年も8月上旬に、町内全域の農地を6日間にわたり調査しました。



農業委員による調査の様子

耕作放棄地が与える影響

- ①耕作放棄地は、周りの環境にさまざまな悪影響を与えるおそれがあります。また、一度耕作をやめて数年経てば、農地の原型を失うほど荒れてしまいます。
- ②耕作放棄地が及ぼす周辺地域の営農環境への悪影響として、病害虫・鳥獣被害の発生、雑草の繁茂、用排水施設の管理への支障などが考えられます。また、地域で中心となって農業を担う経営者への農地集積の阻害要件ともなっています。
- ③地域住民の生活環境への悪影響としては、土砂やゴミの無断投棄、火災発生の原因となるなどが考えられます。
- ④道路に隣接した耕作放棄地は、雑草等が通行車両の視界の妨げとなり、大きな事故につながる要因となります。また、歩道にはみ出た雑草は、歩行の妨げになります。

耕作放棄地に対する指導

耕作放棄地の所有者等に対して、農業委員会が指導、勧告等を行います。

また、今年度は、所有者等に対し農地の利用意向調査を行い、貸借希望等がある場合は、農業委員会ほか関係する機関で連携し、耕作放棄地の解消に努めます。

雑草の草刈り、耕うん等を自分で行えないかたは、下記の事業所でも請け負っています。

- 川島町シルバー人材センター 297-0822
- JA埼玉中央 ㈱比企エグリサービス 297-1808

農業委員会事務局 受付業務のご案内

利用集積

(農地の貸し借り)

農地の貸し借りをする場合、農地利用集積による利用権の設定が必要です。

毎年4月末、10月末までの年2回の受け付けとなりますので、期限までに提出をお願いします。

新規に契約したいかたもお気軽にご相談ください。

農地改良

(農地の埋め立て)

農地を埋め立てて畑などにする場合は、農地改良の届出が必要です。また、川島町埋立規制条例に基づく事前協議が必要です。なお、1000㎡以上の農地改良は、県許可となります。

※毎年、6月から9月までの期間は、農地改良はできません。

農地法第3条

(農地の売買)

農地を農地のまま「売買し

たいかた」、「贈与したいかた」。また、「未登記で整理をしていないかた」等は、農地法第3条の許可申請が必要です。

※相続(所有者の死亡)による登記の場合は、農業委員会の許可は要りませんが、届出が必要です。

農地法第4条、5条

(農地の転用)

自己用の転用(農家住宅・倉庫等の建築)の場合は、農地法第4条の許可が必要です。

一方、転用を目的とした売買・貸借(一般住宅・資材置場等)の場合は、地法第5条の許可が必要です。

※市街化区域の転用は、農業委員会の許可は要りませんが、届出が必要です。

諸証明の発行

(農家証明・耕作証明)

各種申請で、農家証明・耕作証明を必要とするかたは、農業委員会で発行しています。必要なかたは、農業委員会窓口においでください。

「私の思いを一言」 飯野委員

畦道を自転車のペダルをこぎ走ると、うっすら汗が出る。周りの青々とした稲穂が風にたなびく風景を見ると、自分の汗より穂に向かって「暑くて大変だけど、秋の収穫には皆に美味しいお米だねえ」と言ってもらえるよう、実をいっぱい付けて頭を下げ挨拶するんだよ」と心の中でつぶやくのです。

さて、今の農政事情を考えると農協及び農業委員会改革と足早に答申が政府でなされようとしています。農地の番人としての農業委員の定数半減、有識者を加える等、何を基準・根拠としているのか疑問に感じます。川島で農業を営んできた多く

の方は、会社の休みは田畑の管理で大変です。機械も高額で経費もかかりますが、先祖代々の土地を荒地にする訳にはいきません。金銭だけではないのです。農家は、消費者に喜んでいただける農作物を生産するとともに、自然環境に対応しながら農地を守り、後世に受け継いでいくという使命感、義務感があるからです。

この先、農政は変革していくでしょう。圏央道が整備され、川島インターを利用する他県の方々にも「いい農村風景ですね、住んでみようかな」と思ってもらえるでしょう。そのためには町行政、農業委員会はもちろん町住民の方々が協力して周囲の住環境整備や荒廃農地を減らさなくてはなりません。自然環境等に注意を払って管理していく必要があるでしょう。

「気がつけば四十年」 横川委員

イチゴ農家を継ぐのが嫌で、学校卒業の時何でもいいから1年間研修がしたいと先生に相談したところ、花を紹介され、親を説得し鉢花の研修に行きました。ところが1年の研修を終えて家に帰ってビックリです。その当時としては、立派すぎるほどの鉄骨ハウスが、3棟建っているではありませんか。少しは遊ぼうと思って帰って来たのに休む間もなく仕事(栽培)を始め、気がつけば40年が過ぎました。

当初は、重油が1リットル当たり8円、現在は100円に迫る勢いです。出荷価格は今の倍、第一次オイルショック、第二次オイルショックもなんのその、始めて20年ぐらい経営も順調でしたがバブル崩壊には勝てず、出荷価格は下がる一方、

経費は上がる一方で出口が見えません。現在は市場出荷の外にJA直売所への出荷を増やし、売り上げの向上に努めています。

今年の2月、関東地方に大きな被害をもたらした記録的な大雪。我が家も例外に漏れず、全面積の6割強のハウスが倒壊しました。一時は、この先のことを考えると気持ちが落ち込む毎日でしたが、まだ年齢もそこそこだし、もう一度頑張ってみようと再建を決意しました。全国的にハウス資材が逼迫する中、6月いっばいに予定半分程度の再建ができました。ハウス面積は、小さくなりましたがその分路地面積を増やし、土地を有効利用し計画的に経営をしていこうと年間スケジュールを建てています。

これからは、仕事が一段落したら休日を取り家族サービスも忘れずに妻と2人急がずゆっくりと歩いていこうと思っています。

農地に関するQ&A

Q 農地を売りたいのですが、どのような手続きが必要でしょうか。

A 農地を耕作目的で売買する場合は、農地法第3条による農業委員会への許可申請が必要です。ただし、農地を取得しようとするかたは、申請地を含め、50アール以上の耕作面積を有することや耕作日数等の許可要件を全て満たしている必要があります。

Q 自分の農地に家を建てる場合、どのような手続きが必要でしょうか。

A 農地を農地以外に利用することを「農地転用」といい、県知事の許可が必要です。自分の農地を自分で転用したい場合は、農地法第4条、売買や賃貸などの権利が発生する場合は、農地法第5条による許可申請が必要です。農業委員会が申請窓口となり、農業委員会議の意見を付して県知事に進達します。

ただし、どの農地でも転用が認められるとは限らず、転用できない農地もあるため、事前に農業委員会にご相談ください。

農業者年金

農業に従事する方なら広く加入いただけます



農業者のかたであれば広く加入できます

知って得する！農業者年金



あなたの老後生活への備えは十分ですか？年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。老後の備えは国民年金プラス**農業者年金**がおすすめです。しっかり積み立て、がっちりサポート。安心で豊かな老後を！

●農業者年金とは

・農業者年金は、日本農業の担い手である農業者の、老後の安定を図ることなどを目的とした、農業者だけが加入できる「農業者のための年金」で、国民年金（基礎年金）に上乗せした任意加入の公的な年金制度です。

●加入要件

・国民年金の第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する方、20歳以上60歳未満の方。

●特徴

・積立方式で安定した財政運営です。年金額は加入者・受給者数に左右されない、少子高齢時代に強い制度です。

●80歳までの保証がついた終身年金です

・仮に加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合は、80歳までに受け取るはずの相当額を死亡一時金として遺族が受け取れます。

●保険料

・保険料は、月額2万円から6万7千円までご自身のライフプランに合わせて千円単位で自由に選択できます。

●税制面でも大きな優遇

・支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、節税につながります。さらに、お受け取りになる農業者年金は、公的年金等控除の対象となります。

農地の貸し借りには、 利用権設定が必要です。

相対による農地の貸し借りは、農地法違反であり、時効取得等の理由により貸した農地が返ってこない等の大きなトラブルになる場合があります。

農業経営基盤強化促進法の利用権設定による農地の貸し借りの契約は、期間満了とともに自動的に終了し、農地の貸し手に農地が返還され、借り手は期間満了まで安心して耕作ができます。

申し出は、年2回

① 提出期限 4月末日

5月の農業委員会で審議し、6月1日に農地利用集積計画告示、6月末に契約書の写しを送付

② 提出期限 10月末日

11月の農業委員会で審議し、12月1日に農地利用集積計画告示、12月末に契約書の写しを送付

※申出書は農業委員会にあります。

農業委員会では、契約期間満了の約2か月前に貸し手、借り手の双方に期間満了の通知をします。（借り手には継続する場合の契約書も同封します。）

なお、契約期間中でも双方の合意により途中解約もできます。

編集後記

今年の二月は、まれにみる大雪にみまわれ、交通機関の運行停止など日常生活への影響が大きいものでした。

雪の重みに耐えかねた農業用ハウスの倒壊の被害が多く、町の名産品である苺の被害も甚大でした。

五月上旬は、晴天の日々が続き、農地は乾燥し田植えの水不足が心配されていきました。五月中旬頃からは雨の日が多く田植えは、順調に進みましたが、雑草にとっては、程よい雨となり、伸びすぎた雑草取りに追われる日々でした。

七月中旬からは、猛暑日が多く、熱中症の対策をする日々がいつまで続くのかを憂いながら、稲作への高温障害を懸念しています。

最近の天候は、亜熱帯性気候のようであり、農作物の適切な管理が求められています。

今回十二号の発行に際し、ご協力をいただいた皆様には厚くお礼申し上げます。私たちの会報に、より一層の充実を努めてまいります。引き続きご意見等いただければ幸いです。

（道祖土委員）

編集委員長
副編集委員長
編集委員

猪鼻 文明
道祖土次男
藤崎 民夫
遠藤 光男
小林 一夫
横川 博一
石黒安太郎
木村 一男

相談役

